

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要版）

第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

1 法制定の背景

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月）に向け、国内法を整備してきた
- その1つである障害者基本法改正において、「差別の禁止」を基本原則として規定
- この具体化のため、平成25年に障害者差別解消法が成立

2 基本的な考え方

(1) 法の考え方

- 日常生活等における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要
- 行政機関等・事業者には、障害者差別解消に向けた具体的取組を求め、普及啓発活動等を通じて、自発的な取組を促す
- 日常的に実践されている合理的配慮の提供等の取組を広く社会に示し、すべての人が障害に関する正しい知識や理解を深め、取組の裾野が一層広がることを期待

(2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係

- 基本方針に即して、以下2点を作成し、行政機関等の職員に徹底、事業者の取組促進、国民に周知を図る
 - ・行政機関等は職員の取組に資するための「対応要領」
 - ・主務大臣は事業者の取組に資するための「対応指針」
- ※地方公共団体等については、対応要領の作成は努力義務

(3) 条例との関係

- 法の施行後も、既存の条例は引き続き効力を有し、新たに制定することも制限されない

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者（障害者手帳所持の有無は関係ない）

女性の障害者は、更に複合的に困難な状況に置かれる場合があること、障害児は、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意

(2) 事業者

- 商業その他の事業を行う者
 - ・目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない
 - ・同種の行為を反復継続する意思をもって行う者
 - ・個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象

(3) 対象分野

- 日常生活及び社会生活全般に係る広い分野
- 雇用分野については、障害者雇用促進法

2 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

- 正当な理由なく、障害を理由として、以下のように障害者の権利利益の侵害をすることを禁止
 - ・財・サービスや各種機会の提供の拒否
 - ・場所・時間帯などの制限
 - ・障害のない者に対しては付さない条件を付けること 等
- 障害者の平等を促進する等のために必要な、以下のような取扱いは不当な差別的取扱いではない
 - ・障害者を優遇する取扱い（積極的改善措置）
 - ・合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い

(2) 正当な理由の判断の視点

- 客観的に正当性があり、やむを得ないと言える場合
- 行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

- 行政機関等及び事業者が、個々の場面において、障害者(家族、介助者、コミュニケーション支援者も含む)から社会的障壁除去の意思表示があった場合に行う必要かつ合理的な取組で、負担が過重でないもの
- 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 障害の特性や状況がそれぞれ異なり、多様かつ個別性が高いことを考慮すること
- 代替措置の選択も含め、双方の建設的対話により、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応されるものであること
- 技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるものであること
- 意思表示がない場合の対応や合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合等の環境の整備も重要

〔例〕・車椅子利用者のために段差にスロープを設置
・筆談、読上げ、手話などによる意思疎通の配慮
・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルールの柔軟な変更

(2) 過重な負担の基本的な考え方

- 行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、総合的・客観的に判断

・ 事務・事業への影響の程度 ・ 物理的・技術的制約、人的・体制上の制約 ・ 費用・負担の程度
・ 事務・事業規模 ・ 財政・財務状況

第3・第4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

項 目	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法的義務	法的義務
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

2 対応要領／対応指針

(1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き

項 目	作成者	位置づけ
対応要領	行政機関等の長	服務規律の一環として
対応指針	主務大臣	事業者の対応・判断に資するものとして

(2) 対応要領／対応指針の記載事項

記載事項	対応要領	対応指針
趣 旨	○	○
不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方	○	○
具体例	○	○
相談体制の整備	○	○
研修・啓発	○	○
国の行政機関(主務大臣)における相談窓口	—	○

3 地方公共団体等における対応要領に関する事項 【※対応要領のみ】

- 地方公共団体等における対応要領の作成は努力義務

3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

- 主務大臣は、事業者からの照会・相談に積極的対応し、行政措置に至る事案を未然に防止

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

- 不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置（バリアフリー化，コミュニケーション支援の向上等）の実施に努める
- 研修等のソフト面も含む

2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

- 既存の機関等の活用・充実を図る。
- 地方公共団体は，相談窓口を明確化
- 相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図り体制を整備

3 啓発活動

- (1) 行政機関等における職員に対する研修
- (2) 事業者における研修
- (3) 地域住民等に対する啓発活動

4 障害者差別解消支援地域協議会

- (1) 趣旨
 - 地域において，様々な機関が，地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織
- (2) 期待される役割
 - 適切な相談窓口機関の紹介
 - 具体的事案の対応例の共有・協議
 - 構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決等

5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

- (1) 情報の収集，整理及び提供
 - 国内の具体例・裁判例等の収集等，国際的な動向の集積及び，国民へ提供
 - (2) 基本方針，対応要領，対応指針の見直し等
 - 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例を踏まえ，必要に応じて，基本方針，対応要領及び対応指針を見直し，適時，充実
- ※法の施行後3年経過時の検討の際に，基本方針についても併せて検討